

政務活動先進事例調査報告書

下記のとおり、先例事例調査を行いましたので、宍粟市議会政務活動費の使途に関する要領第 6 (7) の規定により報告します。

記

1. 視察年月日 平成 28 年 11 月 1 日 (火)
2. 視 察 先 長野県上伊那郡宮田村
3. 出 席 委 員 政策研究グループ「グローバルしろう」飯田吉則・大畑利明・鈴木浩之
4. 事 務 局 なし
5. 視察先又は研修先基本情報

		宍粟市	長野県 宮田村		
概要	H27国勢調査 人口	37,792	8,821		
	H27国勢調査 世帯数	12,736	3,127		
	H27国勢調査 面積(K㎡)	658.54	54.50		
	合併年月日等	H17.4.1 4町	— —		
H26年度 財政指標	標準財政規模(千円)	15,400,513	2,626,290		
	財政力指数	0.36	0.50		
	経常収支比率(%)	90.5	81.1		
	実質公債費比率(%)	15.1	14.8		
議会概要	議員数(人)	18	12		
	議長月額報酬(千円)	448	277		
	副議長月額報酬(千円)	370	214		
	議員月額報酬(千円)	346	192		
	政務活動費(年額)(千円)	180	—		
	議会基本条例制定時期	H23.4.1	—		

6. 調査・研修概要

調査先 又は 研修先	長野県宮田村	場所	長野県宮田村役場
調査のテーマ	①宮田方式による農地管理 ②地方創生・人口ビジョン、総合戦略		
視察目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「宮田方式」による農地管理（耕作放棄地対策の先進事例）について ・地方創生・人口ビジョン、総合戦略について 		
実施日	平成 28 年 11 月 1 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分		
対応者職名	清水 議長、城倉 産業振興推進室係長、赤羽 みらい創造課長		
調査概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年、村内の全農家が参加し「一村一農場」をめざす農業システム「宮田方式」が誕生。「宮田方式」とは、農地の所有と利用を分離するもので、自作農主義から地域農業総体の生産力を高めるために「土地は自分のものだが、土はみんなで生かして使う」という理念のもと、農地の所有は農家個人だが、利用は村長を委員長とする農地利用委員会が掌握するというもの。 ・農地利用委員会と、集団耕作組合の二つの組織、そして農家、村、農協が一体となって、地域農業の振興や支援を行うシステムである。独自の農地流動化推進のための「地代制度」や、米の適地適作団地化によるプール精算などが柱となっている。 ・農地利用委員会では、転作を含めた村全体の土地利用計画を作り、所有者がその農地の使い方を決めるのではなく、農家の話し合いによって作物団地化や担い手への土地集積など、村全体の農地を有効活用する計画を立てる。これをもとに、農地の貸し借りをし、この時、委員会は両者の間に入って契約を結び、利用権の設定を行う。共助による独自の地代制度に、全農家が参画する。 ・地代制度は、水田所有者全員が、4,500 円/10 a を共助金として拠出、これに国からの転作奨励金、村独自助成金などの資金をプールし、基金造成する。これを基に、農地提供者には地代を上乗せ、受託者には地代を補助することで、両者を支援している。 ・村内 7 集落ごとの集団耕作組合が、農機の共同利用と農作業受託を行ない、機械化一貫体系による稲作の効率化を進めている。現在では農家での主な作業は、集団耕作組合に委託され、畦畔管理作業が農家の仕事の中心となっている。標高差など地域の特性によって、品種による価格差が生じ、農業所得の差とならないよう、米の販売代金は、村全体でプール精算している。 ・H27 年度からは、宮田村営農組合を法人化し、米農家の価格低迷、国の交付金・減反政策の廃止などを背景に、農家収入の確保に向けた経営の多角化に乗り出している。 ・地域創生総合戦略では、宮田方式を活用した農業活性化プロジェクト、みやだ版ネウボラプロジェクト、魅力ある住環境整備プロジェクトなど若者の定住・移住に向けた戦略の策定が特徴的であった。 		
主な質疑等	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策と宮田方式と言われる農地管理システムについて ・農業従事者の育成、農業への新規参入、起業家、移住者確保など ・米直払交付金、減反政策の廃止など農政改革への対応について ・地方創生、人口ビジョン、総合計画について 		

<p>現状における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米農家の所得の不透明さ（価格低迷、米直払交付金・減反政策廃止）に対し、生産コスト削減に向けた制度の見直し、農家収入の確保に向けた経営の多角化（6次産業化、地産地消等）が課題となっている。 ・農業従事者の高齢化と自作農離れが進行する一方で、受託農家の経営規模も限界であり、受託農地の増加への受け皿となる経営体が必要となっている。
<p>考察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自作農主義が常識の中で、農地の所有と利用を分離する発想により、村全体の農地の利用調整を行ない、共助による独自の地代制度を創ることによって、農地の流動化がスムーズに行われ、結果として、耕作放棄地が存在しない仕組みが作られている。 ・宍粟市は、325haの耕作放棄地を抱え、さらに高齢化と担い手不足が深刻化している現状にある。大規模経営などが困難な宍粟市のような中山間地域農業は、国の政策をそのまま受入れるだけではなく、その地域の特徴を踏まえた農業政策が必要である。「宮田方式」のように、農地利用委員会と、集団耕作組合の二つの組織、そして農家、市、JAが一体となって、地域農業の振興や就農者を支援するシステムを構築する必要があると強く感じた。 ・現在、宮田村では、二つの組織を統合して法人化の営農組合を設立し、農家収入の確保に向けた経営の多角化に乗り出すとともに、村農業政策として、農産物の高付加価値化の研究事業に取り組んでいる。宮田方式の歴史は、第1期（S53～55年）から第4期（H27年～）の変遷をたどり、国の農業政策に翻弄されない、宮田独自の水田利用再編対策と農業振興対策を展開されており、農業を考える上で、参考にすべき点が多くあった。 ・これら農業施策は、人口ビジョン及び第5次宮田村総合計画を踏まえた、地域創生総合戦略の基本目標①「安定した雇用を創出する」のなかに、村の雇用を支える「宮田方式」による農業とその付加価値を高めることによって、若い世代が安心して働くことができる雇用の場を創り出していくこととして、しっかりと位置づけられている。 ・宍粟北みどり農林公社の協力と農家、行政、JAが一体となって、宍粟版の宮田方式のモデル事業を展開できないか検討したい。

7. 参加者の所感

【飯田吉則】

農業施策を国の指針だけによらず、村独自の仕組みで運営されていた。地元農地は自分たちで守ることを実践されていた。

宍粟市においても耕作放棄地対策や、農業振興策について模索されてはいるが、補助金などの支援策以上に、地域に適した作物などについての営農指導など、専門的な部分での支援策を講じることを求める。担当部局に農業、林業などの専門知識を持った人材を配置し、JAや農家に信頼される行政機関を目指してほしい。

南部と北部では気候的にも隔たりがあるために、農業生産物については、特色を生かした製品を作り出すことが出来るはずである。製品の作付けから出荷、流通まで指導するシステムを作り出すことで、新規就農につなげると共に、特に北部地域からの人口流出をくい止め地域を守らなければならない。

【大畑利明】

「宮田方式」を調査し、耕作放棄地対策は、対処療法的に行うものではなく、農業を生業として振興させる、抜本的な農業政策の仕組みを構築する必要があることを教えられた。

土地利用計画では、農地の所有者が農地の使い方を決めるのではなく、農家の人たちの話し合いによって、団地化や担い手への農地集積など、村全体の農地を有効に使う計画がされていることと地代制度によって（貸す時は高く、借りる時は安く設定）農地の流動化を進めている点の特徴である。

宍粟市においても、農地管理機構と並行し、市独自の農地利用集積の円滑化が図れる仕組みを作り、耕作放棄地の解消と発生の防止に繋げる必要があり、農家、市行政、JAが一体となって、宍粟版の宮田方式を研究する必要がある。

国の農業改革への対応も進んでいる。水田対策をはじめ、転作作物などの高付加価値化への研究や農業の再生に向けた宮田村の取組みは、学ぶところが大きい。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、農業や林業を主軸に、地域資源を活用した産業振興、雇用機会の創出を図り、転出者の抑制と転入者の確保に努めている。

【鈴木浩之】

農業に限らず国の政策は、地方の課題の解決策にならないことが多い。宮田村は、地方自治体としてどうあるべきなのか、特に地域の主要産業である農業・農地をいかに守り、再生・発展させるべきかについて、地域住民、団体、行政が一体となって議論し、決定し、実行している。

「宮田方式」は、地域の特色に応じ、地域課題を解決するためのまさに「地域政策」であり、農業の後継者不足、耕作放棄地の増加など同様の地域課題を抱えている宍粟市において、農家、市行政、JAが一体となって、宍粟版の宮田方式を研究する必要がある。また、実践の要となる宍粟北みどり農林公社の協力を得る必要がある。組織をゼロから立ち上げる必要のない点は、最大のメリットだと考えられる。そして、「宮田方式」は、農家のための農業政策にとどまらず、その時々村を取り巻く状況に柔軟に対応しながら、発展してきている。例えば、宮田産米を小中学校の学校給食に全量供給が実施されていたり、地元産二条大麦（麦芽）やヤマブドウを、地元の酒造メーカーと連携し、ウィスキー、地ビール、白ワインにすること研究がなされていたり、観光振興、雇用創出、定住促進と農業が繋がっている。宍粟市でも同じような展開が期待できる。

8. 視察研修の状況



以上